

別府市監査委員告示第3号

住民監査請求に基づく審査結果について

平成30年1月9日付けで提出された、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、その結果を別紙のとおり公表します。

平成30年2月7日

別府市監査委員 惠 良 寧

別府市監査委員 野 口 哲 男

別府市監査委員 高 森 克 史

決 定 書

第 1 請求人

住所 別府市

氏名

第 2 請求年月日

平成 30 年 1 月 9 日

第 3 請求の趣旨（原文のまま）

市長長野恭紘氏の、平成 28 年、29 年度の旅費等の公開を求める。監査委員は、長野恭紘氏に対し旅費支出公開に必要な措置を講ずるよう求める。

第 4 監査委員の判断

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

地方自治法 242 条 1 項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

上記の住民監査請求の対象となる事項は、「財務会計上の行為」といわれている。

これを本件についてみると、請求人は、別府市長の出張旅費記録の公開を求め、旅費支出公開に必要な措置を講ずるよう求めているが、これは、「財務会計上の行為」に該当しないため、地方自治法 242 条 1 項に規定される住民監査請求の要件を満たしていない。

よつて、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。